

令和7年第3回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和7年9月 9日

閉 会 令和7年9月12日

開催場所 蓬田村議会議場

第1日（9月9日）

出席議員 8名

1番	坂 本 豊 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	川 崎 憲 二 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	乳 井 厳 公 君	8番	小 鹿 重 一 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	小 松 生 佳 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	木 村 伸 一 君
総 務 課 長	稲 葉 正 明 君
税 務 課 長	吉 田 聡 君
住 民 課 班 長	福 井 飛雄馬 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久美子 君
教 育 課 長	八木澤 琴 美 君
産 業 振 興 課 長	高 田 一 憲 君
建 設 課 長	高 田 徹 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 亮 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

中 川 孝 治 君

議 会 事 務 局 次 長

蒔 田 千 草 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

2 番

久 慈 省 悟 君

3 番

川 崎 憲 二 君

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 監査報告

第 6 議案の上程・提案理由の説明

議案第 3 4 号 蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 3 5 号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 3 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 3 7 号 令和 6 年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第 3 8 号 令和 6 年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第 3 9 号 令和 6 年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第 4 0 号 令和 6 年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第 4 1 号 令和 6 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第 4 2 号 令和 6 年度蓬田村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定を求めるの件

- 議案第 4 3 号 令和 7 年度蓬田村一般会計補正予算（第 3 号）案
- 議案第 4 4 号 令和 7 年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第 1 号）案
- 議案第 4 5 号 令和 7 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 4 6 号 令和 7 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 4 7 号 令和 7 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案
- 第 7 議案第 3 4 号 蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 3 5 号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 3 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 0 議案第 3 7 号 令和 6 年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 1 1 議案第 3 8 号 令和 6 年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 1 2 議案第 3 9 号 令和 6 年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 1 3 議案第 4 0 号 令和 6 年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 1 4 議案第 4 1 号 令和 6 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 1 5 議案第 4 2 号 令和 6 年度蓬田村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定を求めるの件

午前9時45分 開会

○議長（小鹿重一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和7年第3回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小鹿重一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番久慈省悟君、3番川崎憲二君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小鹿重一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から9月12日までの4日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月12日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（小鹿重一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、令和7年度蓬田村定期監査結果について、令和6年度蓬田村歳入歳出決算審査意見書並びに9月4日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度財政健全化及び経営健全化審査意見書が付された令和6年度蓬田村財政健全化判断比率が村長より提出されましたので、お手元に資料として配付しております。

次に、常任委員会所管事務調査、研修等、先進地視察のため、7月2日から7月4日まで山梨県に議員を派遣しております。

7月10日には、ホテル青森において県下町村議会議員研修が開催され、議員を派遣しました。

7月23日に、今別総合体育館において東津軽郡町村議会議長会主催の議員健康管理セミナーが開催され、議員を派遣しました。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第1号高額療養費の自己負担引上げの撤回を求める意見書の提出を求める陳情書については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。なお、住民課長については所用のため欠席する旨の届出が提出されていますので、住民課班長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（小鹿重一君） 日程第4、行政報告。村長より前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

初めに、本日、新庁舎開庁以来、初めての村議会本会議ということになりました。本当にめでたい一日、第一歩だと思っております。これもひとえに村議会議員各位のご尽力によるものと感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも、村政発展のために、この議場を起点にいたしまして一致団結して村政を進めてまいりますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

さて、令和7年6月開催の村議会定例会後の主なる行事及び会議等の行政活動についてご報告を申し上げます。

6月15日日曜日、外ヶ浜町消防団観閲式、これには私が所用のために副村長が代理出席をいたしました。

6月16日、青森県町村会臨時総会、青森市内で開催され出席をいたしました。

6月19日木曜日、蓬田村観光協会総会がよもぎ温泉で開催され、これに出席をいたしました。

6月22日日曜日、青森市消防団観閲式、この日は実際は降らなかったのですが、けれども、雨天になるということでございまして、ホテル青森において雨天バージョン

でこの観閲式を開催され出席いたしました。

6月25日水曜日、蓬田村納税貯蓄組合総会がよもぎ温泉で開催されましたので、出席をしております。

6月27日金曜日、青森地域広域事務組合臨時会が消防本部であり、これに出席をいたしました。

6月29日、蓬田村消防団の観閲式を挙行いたしましたので、これを観閲しております。

7月1日から7月4日まで、火曜日から金曜日でございますけれども、東津軽郡町村長の視察研修を行いました。場所は石川県輪島市、逗子市、それから福井県を視察してまいりました。

7月9日水曜日、青森県国民健康保険団体連合会通常総会が青森市内で開催され出席をいたしました。

7月17日月曜日、青森地区道路関係4協議会総会が青森市内でございましたので出席をしました。

7月18日金曜日、第2回蓬田村議会臨時会を招集してございます。

7月19日土曜日、玉松海水浴場安全祈願祭がたまつ海の情報館で開催されましたので出席をいたしました。

7月23日水曜日、東津軽郡町村議会議員健康管理セミナーが今別町を主会場として開催し、私は午後の部から出席をさせていただきました。

7月25日金曜日、外ヶ浜地区防犯協会総会が本村のふるさと総合センターで開催されました。

7月26日土曜日、青森県民スポーツ大会、主会場が東青地区ということでございまして、開会式は青森市、カクヒログループスーパーアリーナで開催されましたので出席をいたしました。本村は軟式野球とゲートボールに参加してございます。

7月の28日月曜日、蓬田地域病虫害防除実施協議会全体協議会がございまして、所用により私は欠席をいたしましたので、副村長が代理出席をしております。ふるさと総合センターで開催されました。

7月29日火曜日、青森県知事主催の地域脱炭素実現に向けたトップセミナーが青森市で開催されましたので、これに出席しております。

7月30日水曜日、新庁舎竣工式及び落成記念式典を新庁舎、ここで開催してございます。

8月3日日曜日、玉松海まつり2025ということで、観光協会が主催でございますが、これに出席をしております。

8月7日木曜日、蓬田村日赤有功会総会がふるさと総合センターで開催され、これに出席をいたしました。

8月12日火曜日、新庁舎開庁式を挙行政いたしました。

8月14日木曜日、令和7年度蓬田村はちを祝う会が開催されましたので、これに出席をしております。

それから、8月17日日曜日、よもぎた玉松ビーチバレーボール大会が玉松海水浴場で開催され、ご案内をいただきましたので出席をいたしました。

8月19日火曜日、蓬田村戦後80周年記念慰霊祭を挙行政いたしました。場所はふるさと総合センターであります。

同日午後になりますが、東青地区農業委員会大会が外ヶ浜町で開催され、出席をしております。

8月21日木曜日から22日金曜日まででございますけれども、青森県町村会定期総会及び県知事との意見交換会が、鰹ヶ沢町、青森市でございました。

8月28日木曜日、令和7年青森県戦没者追悼式が青森市であり、これに出席をいたしました。

9月の5日金曜日ですが、蓬田村ライスセンター南棟竣工式を挙行政いたしました。

9月7日日曜日ですが、青森県民駅伝競走大会が開催され、結果は、我が村が村の部5位、総合33位と大健闘いたしたところでございます。

以上のとおりご報告を申し上げます。

○議長（小鹿重一君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 監査報告

○議長（小鹿重一君） 日程第5、監査報告。今期定例会に令和6年度各会計決算が提出されておりますので、代表監査委員坂本 亮君より監査の結果について報告を求めます。坂本 亮君。

○代表監査委員（坂本 亮君） 監査報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定によって、令和7年7月15日、村長より提出された令和6年度蓬田村一般会計歳入歳出決算、令和6年度蓬田村学校給食センター特別会計

歳入歳出決算、令和6年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和6年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算、令和6年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和6年度蓬田村簡易水道事業会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類について審査したところ、収支ともに適正であると認定いたしました。

なお、決算審査に伴う監査委員の意見として、村長・議長・教育長に提出いたしました令和6年度蓬田村歳入歳出決算審査意見書を皆様のお手元に配付していますが、これに監査委員の意見が要約されていますので、ご審議の参考にしていただければと思います。

以上で、監査の報告を終わります。

日程第6 議案の上程・提案理由の説明

○議長（小鹿重一君） 日程第6、議案の上程。今期定例会に提出されております議案14件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、令和7年第3回蓬田村議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案14件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第34号、蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改定する必要が生じたため提案するものであります。

議案第35号、蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第36号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第37号、令和6年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第38号、令和6年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第39号、令和6年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第40号、令和6年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第41号、令和6年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第42号、

令和6年度蓬田村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定を求めるの件、以上6件につきましては、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案するものでございます。

続きまして、議案第43号、令和7年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、繰入金2,180万5,000円、諸収入693万9,000円などを増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、教育費615万6,000円、公債費1,673万7,000円などを増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに3,332万6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ45億6,270万7,000円となるわけであります。

議案第44号、令和7年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として、繰越金77万8,000円を増額し、繰入金77万8,000円を減額しております。

この結果、予算規模は歳入歳出それぞれ3,407万円となるわけでございます。

議案第45号、令和7年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、国庫支出金519万2,000円、諸収入73万2,000円などを増額し、繰越金37万4,000円を減額しております。

次に、歳出として総務費519万2,000円、諸支出金75万6,000円を増額しております。このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに594万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億8,242万8,000円となるわけであります。

議案第46号、令和7年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として繰入金760万8,000円、繰越金55万1,000円などを増額しております。

次に、歳出として、地域支援事業費45万8,000円、諸支出金839万8,000円を増額しております。このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに885万6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億2,836万6,000円となるわけであります。

議案第47号、令和7年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として繰入金151万8,000円、繰越金19万8,000円を増額し、歳出として総務費151万8,000円、諸支出金19万3,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに171万1,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ9,695万3,000円となるわけであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長からそれぞれ説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

日程第7 議案第34号 蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 次に、議案の審議を行います。日程第7、議案第34号蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第34号、蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。公職選挙法施行令の一部改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改定する必要性が生じたため提案するものであります。

新旧対照表をお開きください。

改正の概要は、自動車の使用の公費負担について、一般運送契約、ハイヤー方式の単価を「5万1,500円」から「6万4,500円」に改める。一般運送契約以外については、自動車借入れの単価を「1万3,390円」から「1万6,100円」に改め、燃料供給の単価を「7,210円」から「7,700円」に改め、運転手雇用の単価を「1万円」を「1万2,500円」に改める。ビラの作成の公費負担については、1枚当たり単価を「7円51銭」から「8円38銭」に改める。ポスターの制作の公費負担については、1枚当たり単価を

「347円16銭」を「586円88銭」に改める内容になっております。

附則。この条例は、公布の日から施行する。また、この条例による改正後の蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成7名）

○議長（小鹿重一君） 全員賛成です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第35号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第8、議案第35号蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第35号、蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

新旧対照表をお開きください。

改正の概要は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するために、妊娠・出産時や育児期の職員への面談等による仕事と育児の両立支援制度の周知、制度の利用、働き方の意向聴取及び聴取した意向へ配慮することを新たに規定しております。

附則。この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

経過措置として、任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例における改正後の蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成7名）

○議長（小鹿重一君） 全員賛成です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第9、議案第36号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第36号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す

る条例案。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

新旧対照表をお開きください。

改正の概要は、部分休業制度について、現行の 1 日につき 2 時間の範囲内で勤務しないことに加え、1 年につき 10 日相当の範囲内で勤務しないことを可能とし、いずれかの形態を選択可能としています。また、休業時間として、30 分を単位とし勤務時間の始めまたは終わりに限定していた要件を削除し、30 分を単位とし 1 日の勤務時間内であれば承認することとしているほか、最大 1 日単位でも取得できる部分休業を新設し、1 年間に請求できる上限の時間を、常勤職員については 10 日分の 77 時間 30 分、非常勤職員については 1 日当たり勤務時間数に 10 を乗じて得た時間とすることにしております。

附則。この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

また、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休暇の承認の請求をする場合における改正後の職員の育児休業等に関する条例第 22 条の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 項中「10」とあるものは「5」とする。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第 36 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成 7 名）

○議長（小鹿重一君） 全員賛成です。よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されまし

た。

日程第 1 0 議案第 3 7 号 令和 6 年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求
めるの件

日程第 1 1 議案第 3 8 号 令和 6 年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入
歳出決算認定を求めるの件

日程第 1 2 議案第 3 9 号 令和 6 年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定を求めるの件

日程第 1 3 議案第 4 0 号 令和 6 年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算
認定を求めるの件

日程第 1 4 議案第 4 1 号 令和 6 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定を求めるの件

日程第 1 5 議案第 4 2 号 令和 6 年度蓬田村簡易水道事業会計歳入歳出決算
認定を求めるの件

○議長（小鹿重一君） 日程第10、議案第37号令和 6 年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認
定を求めるの件から日程第15、議案第42号令和 6 年度蓬田村簡易水道事業会計歳入歳出
決算認定を求めるの件までの決算 6 案を一括議題といたします。

お諮りいたします。この 6 案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会
を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、この 6 案については、議員全員
をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いた
します。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、
本議場において決算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会
を招集いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前１０時１９分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 ７年１０月２１日

蓬田村議会議長 小 鹿 重 一

会議録署名議員 久 慈 省 悟

会議録署名議員 川 崎 憲 二